

資料 1 - 2

勤労福祉会館指定管理者選定評価項目

選定に当たっては、申請の内容について、以下の基準に基づいて審査します。

「1 団体の安定性および継続性」については、提出された予算・決算書類、団体の経歴書等について、税理士等による意見に基づいて判断します。その他の項目については、提出された各資料、企画案、ヒアリングにより判断します。

1 団体の安定性および継続性

- (1)利益をあげる力はあるか。
- (2)生産効率・販売効率はよいか。
- (3)資金力はどれくらいあるか。
- (4)借入金の返済能力はあるか。
- (5)経営の安全率はどれくらいあるか。

2 団体運営の透明性、公正性

- (1)理事会・役員会などの構成が親族等に偏らずバランスがとれているか。
- (2)理事会・役員会は定期的開催されているか。
- (3)過去に大きなトラブルは発生していないか。
- (4)団体の基本方針、経営理念が明文化されているか。
- (5)基本方針、経営理念が職員や利用者に周知されているか。

3 団体運営における法令等の遵守状況

- (1)法令等を遵守しているか。
- (2)利用者の個人情報保護を制度化しようとしているか。
- (3)情報公開を制度化しようとしているか。

4 運営実績

- (1)勤労者の文化・教養および健康の維持増進に関する事業を推進するに足る実績があるか。
- (2)同様施設の管理実績があるか。

(田各)

9 区内事業者、雇用の促進

- (1)区内事業者であるか。
- (2)再委託先には、主として区内事業者を予定しようとしているか。
- (3)区民の雇用を促進しようとしているか。
- (4)従業員および再委託先の適正な労働条件を維持しようとしているか。